

金融庁
農林水産省
告示第 号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二第一項その他関係法律の規定に基づき、
農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を次のように定める。

平成二十年 月 日

金融庁長官 佐藤 隆文

農林水産大臣 石破 茂

（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の特例）

第一条 平成二十四年三月三十一日までの間、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（

平成十八年 金融庁
農林水産省 告示第二号）第四条第一項中「及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六

十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価
差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッ
ジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合に
あつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘ

あつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。（）の合計額」とあるのは「の額」と、第十二条第一項中「その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）、「新株予約権」とあるのは「新株予約権」とする。

（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の特例）

第三条 平成二十四年三月三十一日までの間、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十六条に規定する基準は、次項の規定による読替え後の農林中央金庫法第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年^{金融}農林水産省^融告示第四号。次項において「農林中央金庫告示」という。）による基準（以下この項において「新基準」という。）とすることができる。ただ

し、農林中央金庫が新基準を採用する場合には、これを継続しなければならない。

2 平成二十四年三月三十一日までの間、農林中央金庫告示第五条第一項中「その他有価証券評価差額金が負の値」とあるのは「その他有価証券評価差額金（零リスク・ウエイト債券（第三十三条から第三十五条まで及び第三十七条の規定により零パーセントのリスク・ウエイトが適用される債券並びにこれらの債券の発行体が元本の償還及び利息の支払についてその全額を保証している債券をいう。以下同じ。）の評価差額に係る部分の額を除く。）が負の値」と、「同号に規定するその他有価証券評価差額金」とあるのは「同号に規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウエイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。）と、「時価評価されているその他有価証券」とあるのは「時価評価されているその他有価証券（零リスク・ウエイト債券を除く。）と、「第六条第一項第一号中」を除く」とあるのは「及び零リスク・ウエイト債券を除く」と、第十七条第一項中「規定するその他有価証券評価差額金」とあるのは「規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウエイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。）と、「第十八条第一項第一号中」を除く」とあるのは「及び零リスク・ウエイト債券を除く」とする。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。